



2023年11月22日

各 位

会社名	株式会社SK I YAK I
代表者	代表取締役社長 小久保 知洋 (コード番号 3995 東証グロース市場)
問合せ先	取締役 酒井 真也 (TEL 03-5428-8378)

**臨時株主総会の詳細及び議案等の決定、定款の一部変更、
並びに資本金の額の減少（減資）に関するお知らせ**

当社は、2023年11月10日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」のとおり、2023年11月30日を基準日と定め、2024年1月26日に臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）を開催する旨をお知らせしておりましたが、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会の開催日時等及び付議議案に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案等について

本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案は、以下のとおりとする予定です。

- (1) 開催日時：2024年1月26日（金）午前10時
- (2) 開催場所：東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館 9階 会議室
- (3) 付議議案：第1号議案 株式交換契約承認の件
：第2号議案 定款一部変更の件
：第3号議案 資本金の額の減少（減資）の件

※株式会社スペースシャワーネットワーク（以下、「スペースシャワー」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）及び株式交換契約については、2023年11月10日付「株式会社スペースシャワーネットワークと株式会社SK I YAK Iとの経営統合契約及び株式交換契約の締結、並びに株式会社スペースシャワーネットワークの吸収分割による持株会社体制への移行、商号変更その他の定款の一部変更及び代表取締役の異動に関するお知らせ」、定款の一部変更については、下記2.「定款の一部変更について」、資本金の額の減少（減資）については、下記3.「資本金の額の減少（減資）について」をご参照ください。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第124条第3

項の規定に基づき、現行定款第 11 条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において本株式交換の承認に関する議案が承認され、かつ 2024 年 4 月 1 日をもって本株式交換の効力が発生しますと、当社の株主はスペースシャワー 1 名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第 11 条を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第 12 条以下の条数を繰り上げるものであります（かかる定款の一部変更を、以下、「本定款変更」といいます。）。

また、現行定款第 5 条第 2 項後段「当社の公告は、官報に掲載する。」との部分について、従前の定款変更時に不備がありましたため、本定款変更に合わせて変更いたします。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において第 1 号議案（株式交換契約承認の件）が原案どおりに承認されることを条件とし、かつ 2024 年 3 月 31 日までに本株式交換に係る株式交換契約の効力が失われること、及び本株式交換が中止されることを解除条件として、本臨時株主総会での承認をもってその効力を生じるものといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部が変更部分)

現行定款	変更案
<p>第 5 条（公告方法）</p> <p>1. 当社の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。<u>当社の公告は、官報に掲載する。</u></p> <p>第 6 条～第 10 条 (省略)</p> <p><u>第 11 条（基準日）</u></p> <p>1. <u>当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</u></p> <p>第 12 条～第 44 条 (省略)</p>	<p>第 5 条（公告方法）</p> <p>1. 当社の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第 6 条～第 10 条 (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>第 11 条～第 43 条 (省略)</p>

(3) 日程

本定款変更のための臨時株主総会開催日（予定）	2024年1月26日（金）
本定款変更の効力発生日（予定）	2024年1月26日（金）

3. 資本金の額の減少（減資）について

(1) 資本金の額の減少の目的

当社は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。

(2) 資本金の額の減少

① 減少する資本金の額

2023年11月22日現在の資本金の額597,284,450円のうち、567,284,450円減少させ、30,000,000円といたします。

② 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額567,284,450円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本金の額の減少の日程

① 取締役会決議日	2023年11月22日（水）
② 債権者異議申述公告日（予定）	2023年12月11日（月）
③ 債権者異議申述最終期日（予定）	2024年1月11日（木）
④ 臨時株主総会決議日（予定）	2024年1月26日（金）
⑤ 減資の効力発生日（予定）	2024年1月30日（火）

(4) 今後の見通し

本議案による減資は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産額及び発行済株式総数の変動が生じるものではないことから、1株当たり純資産及び当社の業績に与える影響はございません。

なお、上記内容につきましては、本議案が本臨時株主総会において承認可決されることを条件としております。

以上